

道路維持管理計画

平成27年4月

中国地方整備局
松江国道事務所

目 次

1. 管理路線の概要	1
2. 道路維持管理計画策定の背景と目的	3
3. これからの道路管理の取り組み（道路管理計画）	4
(1) 道路の安全確保に向けて（維持管理目標）		
① 道路巡回		
② 清掃		
③ 除草		
④ 植樹剪定		
⑤ 舗装維持		
⑥ 設備点検		
⑦ 照明維持		
⑧ 除雪及び凍結防止剤散布		
⑨ 修繕等事業		
4. その他	14
(1) 道路管理方針の周知、広報		
5. 参考資料	15
(1) 巡回計画		
(2) 清掃計画		
(3) 除草計画		
(4) 植樹管理計画		

1. 管理路線の概要

松江国道事務所は、島根県東部の道路事業を担当しており、一般国道9号及び54号の2路線、延べ215.0km（2015.4.1現在）の管理を行っている。

○松江国道事務所が直轄管理する路線

①一般国道9号

一般国道9号は、京都市から山陰地方の主要都市を経て山口市小郡で一般国道2号に合流し下関市に至る主要幹線道路であり、当事務所では、鳥取県境から大田市に至る延長150.1kmを管理している。また、この路線は、他地域との広域的な交流・連携を促進する重要な幹線道路であるとともに、出雲大社、石見銀山といった著名な観光地へのアクセスにおいても重要な路線となっている。

②一般国道54号

一般国道54号は、広島市から三次市、雲南市を經由して松江市に至る幹線道路であり、当事務所では広島県境から松江市に至る延長64.9kmを管理している。

この路線は、中国地方の東西の中心付近において陰陽を結ぶ幹線道路として重要な路線となっている。また、異常気象時の通行規制区間の対策や豪雪時の交通確保など、広域交通や地域住民の生活を守ることが課題となっている。


■出張所別管理区間延長

路線名	起 終 点	(km)			
		松江	出雲	頓原	計
9号	安来市～大田市温泉津町	(11.1)	(20.3)		(31.4)
	()は、松江道路、出雲バイパス、仁摩温泉津道路	46.4	72.3		118.7
54号	広島県三次市布野町				(0.0)
	～島根県松江市佐々布町	3.9		61.0	64.9
計	()は、ダブルウェイ区間、外書	(11.1)	(20.3)		(31.4)
		50.3	72.3	61.0	183.6

■事前通行規制箇所

路線名	規制区間		H22 交通量 (台/日)	規制基準		危険内容
	区間	延長		連続 雨量	気象 観測所	
54	飯石郡飯南町都加賀 ～ 雲南市掛合町入間	4.1km	8,200	230mm	波多 (テレメータ)	落石 沢崩れ
54	雲南市掛合町入間 ～ 同市掛合町掛合	6.2km	8,200	230mm	出来山 (テレメータ)	落石 沢崩れ
54	雲南市掛合町掛谷 ～ 同市三刀屋町乙加宮	5.3km	8,200	230mm	乙加宮 (テレメータ)	落石 土砂崩落



 事前交通規制区間

2. 道路維持管理計画策定の背景と目的

◆背景と目的

国管理の国道の維持管理は、これまで、各地域の気象条件や沿道状況及び各年の災害状況などにより様々な要因があり、統一的に実施されていない部分があった。

現在は、維持管理項目毎の対象区間や作業頻度等を明確にした「道路維持管理計画」を策定、公表するとともに、この計画を基に道路の維持管理を実施してゆくこととした。

事後においては、維持管理項目ごとに実施した実際の頻度や費用、沿道住民からの苦情・要望の内容等について明確にしつつ、次年度以降の維持管理に反映していく。

なお、維持管理計画の見直しにあたっては、サービス目標を踏まえた維持管理を進めることとし、維持管理基準の改善のため、作業量及評価指標に関するデータの取得に努める。

3. これからの道路管理の取り組み(道路維持管理計画)

(1) 道路の安全確保に向けて(維持管理目標)

①道路巡回

【道路巡回の種類と実施頻度】

➤ 通常巡回

平常時における巡回であり、原則としてパトロールカーから視認できる範囲で、道路の状況、交通の状況、道路利用状況等を把握するため実施する。

実施頻度 《9号・54号》 原則として2日に1回の頻度で実施する。

《松江道路》 原則として1日に1回の頻度で実施する。

定期巡回

主として通常巡回を補完する目的で実施するものであり、徒歩にて道路構造物等の細部点検を実施する。

実施頻度 《9号・54号》 原則として年に1回の頻度で管理区間を1巡する。

➤ 異常時巡回

台風、集中豪雨、積雪時の異常気象時や地震発生時に実施する巡回であり、主として危険が予測される箇所の点検および道路施設の被災状況、通行の可否等を確認するために実施する。

実施頻度 《9号・54号》 異常気象時等に適宜実施する。

道路巡回は以下の項目を目的として実施する。

- i) 道路の異常、破損等を発見し、道路構造の保全を図る。
- ii) 交通に支障を与える道路の障害物および障害発生危険を発見する。
- iii) 道路の交通状況を把握する。
- iv) 占用工事、請願工事等の実施状況を把握する。
- v) 道路の不法使用、不法占用に対する指導、取締りをする。
- vi) 緊急を要する異常を発見した場合に、応急措置を実施する。



通常巡回（落下物処理）



定期巡回（法面確認）



異常時巡回（豪雨）



異常時巡回（積雪）

②清掃

【道路清掃の種類と実施頻度】

➤ 車道の路面清掃

路面清掃は、路肩付近に土砂や落葉等が堆積し、自動車の制動距離の延伸や二輪車の事故及び歩行者等への被害を防止するために実施する。

実施頻度 《9号・54号》 堆積状況を確認の上、年間1回程度実施する。
《松江道路》 堆積状況を確認の上、年間4回程度実施する。

➤ 歩道清掃

歩行者や自転車の通行に支障がないよう実施する。

実施頻度 《9号・54号》 原則として「街路樹等からの落葉の除去」、「著しい土砂等の堆積」に限定して実施する。

➤ 排水施設清掃

土砂の堆積等による通水障害を防止するため、土砂の堆積状況、排水系統、流末の処理能力等を定期巡回等により調査の上、実施する。

実施頻度 《9号・54号》 箇所を限定し、年に1回を目安として実施する。

➤ トンネル清掃

トンネル内の明るさや視線誘導を確保するため、トンネル内の明るさ等を巡回等により調査の上、トンネル壁面、内装板や照明の清掃を行う。

実施頻度 《9号・54号》 年に1回を目安として実施する。

➤ その他構造物清掃

地下道などの構造物で、土砂の堆積や汚れが著しい場合は、年に1回を目安として清掃を行う。

1. 道路清掃については、以下の箇所について実施する。

- i) 車道部の路面清掃
- ii) 歩道清掃
- iii) 排水施設の清掃
- iv) トンネル清掃
- v) その他構造物

2. 事務所の施設量と実施エリア

i) 車道部の路面清掃

- ・国道9号・54号

管理延長 215.0km

うち DID地区 23.7km

その他 191.3km

ii) 歩道清掃 665,000m²

原則として街路樹等からの落葉の除去に限定して実施する。

iii) 排水施設（構造物） 延べ約260km

通常巡回、定期巡回等により確認の上実施する。

iv) トンネル清掃 国道9号・54号 26箇所（約7.9km）

通常巡回、定期巡回等により確認の上、ある程度の区間をまとめて実施する。

3. 実施時期

通常巡回時に現状を確認の上、適切な時期に実施する。

なお、まつえレディースハーフマラソン、出雲全日本大学駅伝選抜競走などの大規模イベント時には、適宜実施する。



路面清掃



側溝清掃

③除草

【除草の実施頻度と主な実施箇所】

実施頻度 《9号・54号》 原則として年1回の頻度で実施する。

＜主な実施箇所＞

- ・ 交差点部、曲線部で見通しが悪く危険な箇所
- ・ 案内標識、デリニエータ等の視認性の確保が必要な箇所
- ・ 歩道がなく、路肩を二輪車（バイク、自転車）が走行する箇所
- ・ 法面・落石防止擁壁などの点検・維持管理上支障となる箇所
- ・ 観光地等で美観上の配慮が必要な箇所・・・関係機関と実施頻度を調整の上対応

1. 除草は以下を目的として実施する。

法面等における雑草等の繁茂による建築限界の阻害を防止し、自動車からの視認性を確保するとともに、害虫等の発生による農作物の被害等を防止するものとして、除草すべき箇所を限定して実施する。

2. 事務所の実施エリア

除草面積 228,200m² 年1回実施

3. 実施時期

- ①通常巡回時に確認を行い適切な時期に実施（基本は春から夏）
- ②交通安全上に配慮する場合はその都度対応
- ③関係する自治体の実施時期に合わせて実施



除草（歩道）



除草（植樹帯）

④植樹剪定

実施頻度 《9号・54号》

高木、中低木：3年に1回程度(宍道湖沿岸の松並木については2年に1回)

寄植：1年に1回程度

＜主な実施箇所＞

- ・ 建築限界（車両・歩行者）の確保が困難な箇所
- ・ 視距の確保が困難な箇所
- ・ 観光地等で美観上配慮が必要な箇所

1. 植樹剪定は以下を目的として実施する。

植樹帯及び中央分離帯の植栽を適切に管理することにより、繁茂による建築限界の阻害を防止し、道路利用者からの視距を確保することを目的とする。

なお、樹種等に応じて個別の植栽剪定に配慮する。

2. 事務所の施設量と実施頻度

高木管理 約1,940本 1回/3年程度

中・高木管理（宍道湖沿いの松並木） 約100本 1回/2年程度

中低木管理 約40,400本 1回/3年程度

寄植 約22,000㎡ 1回/1年程度

3. 実施時期

高木、中低木 秋季から冬季に実施

寄植 夏季から秋季に実施

交通安全上の問題がある場合には原則その都度実施



高木剪定



低木剪定

⑤舗装維持

実施頻度 《9号・54号》

舗装の維持（道路管理上緊急的に実施する必要があるポットホール、パッチング等を除く）は、ひび割れ率30%～40%及びわだち掘れ量30mm～40mmの区間を目安として、シール材の注入工法、切削工法、局部打換えを実施する。

1. 舗装維持は以下の項目を目的として実施する。
 - i) 舗装の耐久性を確保し、舗装の構造機能を保つ。
 - ii) 路面の走行性を確保し、交通の安全と快適性を保つ。
 - iii) 舗装に起因する沿道環境の悪化を防ぐ。

2. 事務所の施設量

車道舗装面積 約1,720千㎡

3. 対応の考え方

舗装のさらなる延命及び舗装補修のコスト縮減を図るため予防的修繕工法として、シール材の注入工、切削工を実施する。維持的な補修については巡回等で確認された箇所を迅速に対応する。



ポットホール処理



シール材の注入



パッチング処理

⑥設備点検 《9号・54号》

電気通信設備及び道路管理施設(機械設備)の点検は、法令等に基づき適切な頻度で実施する。

点検結果に基づいて、修繕・更新等の補修計画を立案する。



警報設備点検



除雪基地設備点検

⑦照明維持 《9号・54号》

照明施設の点灯確認は、月に1回を目安として夜間の点灯確認を行い、その結果に基づいて、ランプの交換等について、計画的に実施する。

1. 事務所の施設量

- ・国道9号・54号

道路照明 約1,800基

トンネル照明 約2,600灯

⑧除雪及び凍結防止剤散布 《9号・54号》

➤ 除雪

車道の新設除雪は、5 cm～10 cm 程度の降雪量を目安として、気象条件、交通状況等を勘案し、道路交通に支障をきたすおそれがある場合に実施します。

なお、道路両端に雪堤又は、吹きだまりが出来た場合などは、適宜、拡幅除雪や運搬除雪を行う。

歩道部の除雪は通学路、人家連坦地区で、積雪が20 cm 以上に達し、歩行者の通行が困難となった場合に実施する。

➤ 凍結防止剤散布

凍結防止作業は、路面の凍結が発生しやすく、その影響が大きい区間で、路面凍結が予想される場合に実施。なお、冬用タイヤ非装着車両の混在により交通に支障が生じる恐れがある場合は、平坦地等においても実施する。

1. 「路面の凍結が発生しやすく、その影響が大きい区間」は以下のとおり

- ・ 縦断勾配3%以上
- ・ 曲線半径200m以下
- ・ 橋梁区間、トンネル出入口、交差点・横断歩道



車道除雪



車道除雪



車道除雪（夜間）



車道除雪（拡幅除雪）

⑨修繕等事業 《9号・54号》

➤ 構造物点検

各種の基準に従い、橋梁点検、トンネル点検、道路附属物点検、道路のり面・土工構造物点検を計画的に実施する。

➤ 構造物の補修

橋梁補修は、定期点検結果に基づいて、橋梁ごとに次回の点検、修繕等の計画を策定し、緊急度に応じて計画的に補修等の対策を実施する。

トンネル補修は、定期点検結果に基づいて、トンネルごとに次回の点検、修繕等の計画を策定し、緊急度に応じて計画的に補修等の対策を実施する。

舗装補修（舗装の打ち換え、切削オーバーレイ）は、路面のひび割れ率40%以上又はわだち掘れ量40mm以上の区間等について緊急度に応じて計画的に実施するものとする。

➤ 防災対策

防災対策は、防災点検結果及び現地点検等により、災害発生の危険性等を勘案して、継続的な点検と計画的に対策を実施する。

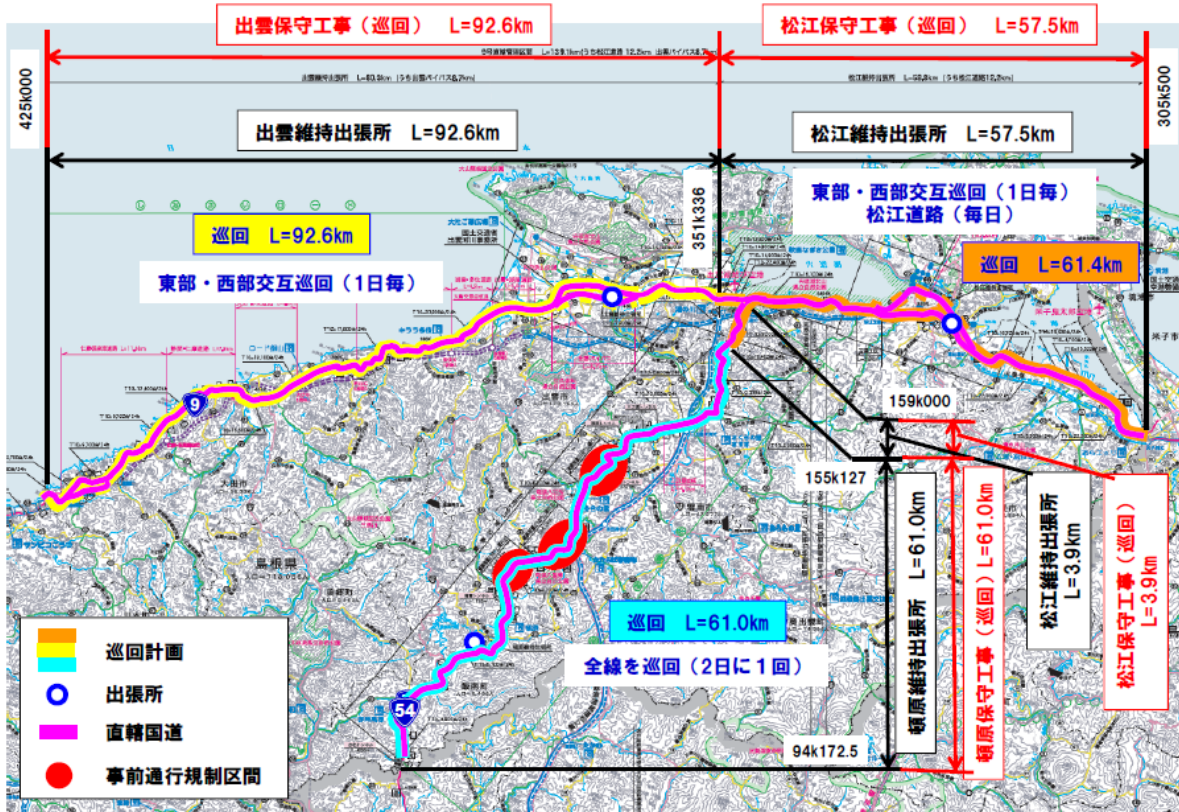
4. その他

(1) 道路管理方針の周知、広報

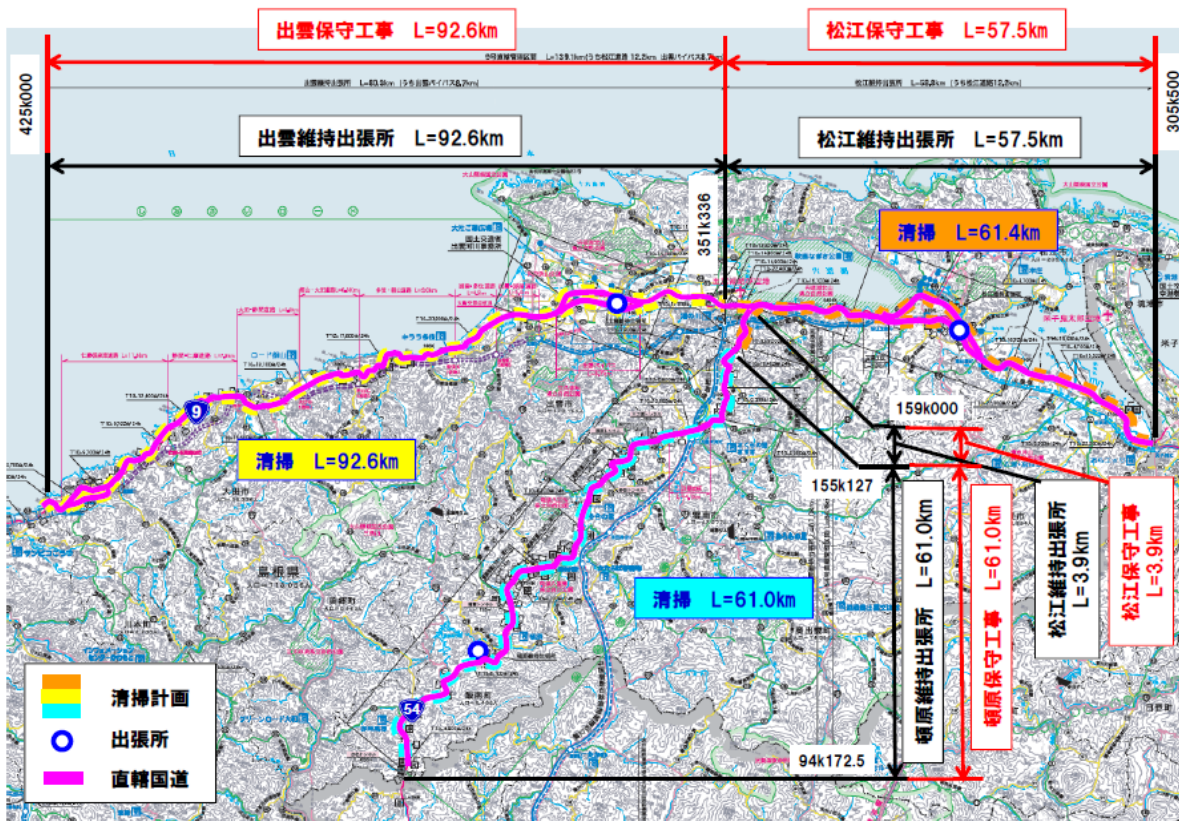
- 道路維持管理計画については、本局および事務所ホームページに目的、実施方針、実施頻度をアップし、広く道路利用者、沿道住民等への周知に努める。
- 道路利用者、沿道住民等からの苦情対応等にあたり、道路維持管理計画の趣旨について十分な説明を行い、理解を求める。
- 行政相談、苦情件数等については内容を分析し、次年度以降の道路管理に反映する。

5. 参考資料

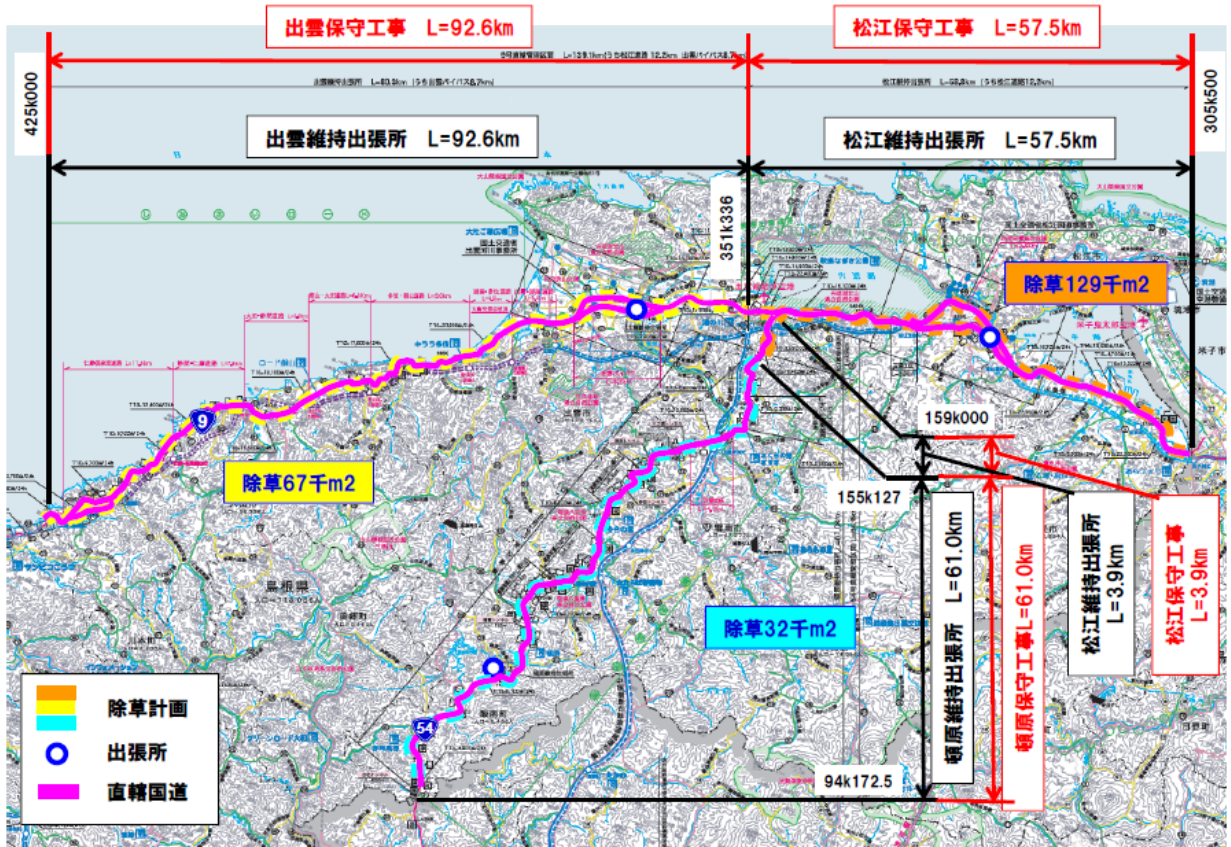
(1) 巡回計画



(2) 清掃計画



(3) 除草計画



(4) 植樹管理計画

